 **よくある質問**

**宿泊療養施設退所後いつから仕事や学校にいけるのですか？**

**就業(登校・登園)制限は退院・宿泊療養施設を退所した時点で解除されます。**

国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから７日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきました。入院や療養生活が始まってから、こうした期間が経過したかどうかと、各種検査の結果を総合判断して、元の生活への復帰を判断することとしています。このように、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、職場等に、陰性証明を提出する必要はありません。この取扱いは、厚生労働省本省から各都道府県労働局にも周知されています。職場や学校から証明を求められるなど理解が得られない場合は、管轄の保健所にご相談ください。

**厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（令和2年7月22日）**

**帰宅後の自宅の消毒はどのようにしたらいいですか？**

自宅に残っているウイルスで再度感染する、ということは基本的にありません。ウイルスの生存期間は限られており、段ボールや紙類では約24時間、衣類などの布についても48時間、プラスチックやステンレス表面などでは72時間といわれています。ですので、自宅に帰られてから、少し窓を開けたり、換気扇を回したりして風通しを良くし、室内の空気を入れ替えることが効果的かと思います。しかし、発熱があったり頭痛があったりと自身の免疫力・抵抗力が下がっている状態ですので、症状がぶり返すということはあるようです。自宅の清掃の事がとても気がかりだと思いますが、体調と相談しながら無理のない範囲で行って下さい。

**厚生労働省　ご家庭で注意いただきたい8つのポイント**

**厚生労働省,経済産業省,消費者庁　家庭内での消毒の方法**

**療養していた施設から持ち帰ったものはどうしたらいいですか？**

上述したように、布についたウイルスは48時間程度しか生存できないため、カバンや服などはすぐに洗濯をすれば大丈夫です。洗濯できないものは、袋に入れるなど他の方が触れないようにし、ベランダなど風通しの良いところで2日程度放置されると良いです。万が一、他の方が触られた場合は、手洗いと消毒をして目・鼻・口を触らないようにすれば感染を防ぐことができます。

**厚生労働省, 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）**

**https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\_00001.html**

**歯科検診、妊婦検診は行ってもいいですか？**

退所基準を満たした後は、体内のウイルスが人に感染させる力はなくなっている、と判断されている状況ですので受診は問題ありません。ですが、受診前にクリニックの方に軽症者施設での療養後であることを伝え、受診時期についてご相談ください。

**厚生労働省健康局結核感染課（令和2年8月21日）事務連絡**

**厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（令和2年7月22日）事務連絡**

**療養解除後の症状の再燃について**

上述のように退所時期には感染性はないとされていますが、罹患と療養に伴ってご自身の抵抗力が落ちている可能性があります。そのため、発熱や風邪症状が再び出たり、他の感染症に罹りやすい状態になっていると考えられます。これを「症状の再燃」といいます。療養解除後４週間は自ら健康観察を行い、症状が出た場合には、速やかに管轄の保健所や帰国者・接触者相談センターへ連絡し、その指示に従い、医療機関を受診するようにして下さい。

**厚生労働省健康局結核感染課（令和2年8月21日）**

編集・加工して使用する際は、こちらをご記入ください。

（記載後、このボックスは削除して下さい）

企画　COVID-19感染拡大への対応に関する兵庫県内看護系大学ネットワーク

編集【　編集者または機関のお名前　】、連絡先【　電話やメールアドレスなど　】　（　編集年月日　）